

藤井寺市子ども・子育て会議 第5回会議

日時 平成26年10月2日(木)午後2時00分～

場所 藤井寺市役所3階 入札室

1. 開会

2. 議事

- (1) 藤井寺市家庭的保育事業等の各種基準を定める条例等について(報告)
- (2) 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
- (3) 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について

3. その他

～事務局より、議事(1)、(2)の説明～

会 長：国基準の就労要件の最低基準48時間、64時間というのは週何回の何時間なのか、補足して下さい。

事務局：都市部の情報をもとに出した基準が、48時間から64時間ということになっており、各市町村でバラつきがあります。一律、週何回の何時間というものを想定したものではありませんようです。

委 員：4月の入所とは別に、保護者の妊娠や疾病などで急に入所したい場合の受け入れが、別枠で設けてあるのでしょうか。

事務局：年度途中の受け入れに関して、資料2-1認可の定員で明記していますが、定員の弾力化で受け入れをして頂いている状態です。最低基準を守る範囲であれば、そうして頂くことは可能です。

年度途中で緊急性のある子どもさんの内、市の斡旋の中で優先順位が高い人であれば、可能だということです。保育に必要なとする要件は、従来通り変わらないということです。

委員：平成 30 年度からは、その範囲内でいけるということですが、問題なのはそれまでの 3 年間についてということでしたら、具体的にはどうされるのでしょうか。

会長：カウント上の待機児童数は何人でしょうか。

事務局：33 人です。

会長：定員数と差し引きすると足りない、ということになるわけですね。

委員：増やすにしても、今後足りるだろうということではなく、現状困ってらっしゃる方は今すぐにでも、という思いなので、幼稚園定員が余っているのはニーズに合っていないことだと思います。また、簡単なことではないということはよくわかっていますが、幼稚園も 3 年保育を始める必要があるのではないかと思います。

委員：自分の子どもも幼稚園を決める時期になり、あちこちの私立や幼稚園を見てきました。平成 28 年度からは認定こども園に移行しますというところも多かったのですが、移行される数はどれくらいになっているのでしょうか。

事務局：国から依頼の調査第 1 弾を行ったところで、きちっとした数はまだ頂いていませんが、数は少ないと聞いております。

委員：私どもの幼稚園では平成 27 年度は現行のまま、平成 28 年度は移行の予定で進めています。

事務局：0 歳、1 歳、2 歳はどうですか。

委員：0 歳、1 歳、2 歳の基準は満たしていないというところで、必要としている年齢の子どもを預かれないかというところです。一時預かりで、顔を知らない子どもをいきなり預かるのは危険な部分がありますが、遊び場としては協力できるかと思います。何しろ園庭が狭くて、実施できる基準を満たしていないので。

事務局：2 歳児は園庭を確保していただく必要があり、0 歳、1 歳の定員はいらないです。

会長：保育園の広さがあればよいという形になりますので、園庭がなくてもみなしでいけます。

委員：みなしは平成 28 年度からですか。

会長：10 年の間に基準のものを作れということです。また 10 年後に確認があります。ただ、子どもの数が減ることは目に見えているので、府の援助を使って小規模型の施設が増えているということです。

事務局：確保につきましては、特定地域型保育のうち小規模保育事業と呼ばれるところで平成 28 年度に 22 人としています。

会長：平成 27 年度に 1 園、平成 29 年度はまだどうなるかわかりませんが、解消するためには 1 施設作らないと全部は吸収できないという形になります。果たして平成 29 年度に手を挙げてくれる事業者があるかということです。市からのさらなる援助が必要になってくると思います。
公設公営でされている所の民営化についてはまだ手を挙げる所がいくつかあり、大阪市も入ってくると思います。

委員：資料 2 の利用者支援とは、どういうものをいわれているのでしょうか。

事務局：国の方でモデルとなったのは、横浜市がやっておりました保育コンシェルジュをモデルとした利用者支援で、保護者の方の相談を受けながら多様な施設や事業から、利用者にあった情報を提供する利用者支援専門員という方を 1 名置くかたちの事業です。

会長：拠点事業として「ひろば」があります。今までセンター型、ひろば型などがあり、それらを全部まとめて一般型とし、それに加えて機能強化型という個別ニーズに応じて相談に乗り支援するものを、市または拠点事業でやっていきますということです。

会長：それでは、保育の必要性における就労要件の最低基準が、おおむね 96 時間でいいかの最終確認をとっていきたいと思いますが、ご発言よろしくをお願いします。

委員：それは仕方がないので、そういう風にするということですよ。

会長：パートで働いている方の実態で、48 時間の就労で 103 万円、130 万円という 2 つの壁があり、それを超えるとどうするのかという事になってくるのです。

委員：96時間というのを見直すことはなかった、ということですか。

事務局：都市部と田舎など待機児童がある所、ない所などいろいろな状況によってまちまちだと思うのですが、国では48時間から64時間という間で市町村さんで決めて下さいという形になっています。

ただ、待機児童がすでに出ている地域に関しては、96時間という形をとっている市町村もあり、国でも経過措置として認めましょうということになっています。今後、待機児童が恒常的になくなれば見直されるということです。

委員：わかりました。基準を下げすぎて、幼稚園に入れるのに保育園にいれたいという人が増えてしまうと、さらに入るのが難しくなります。幼稚園に預ける8時30分から午後3時までの間で、月に96時間も働けるのでしょうか？

事務局：4・5歳に限ってはですね。

委員：保育所が必要とされていて、幼稚園は必要とされていないわけではないと思います。必要な人に必要なものがあてられるならば、96時間でも全然いいと思います。働く場合でも子どもを見てもらえる人はいいが、いない人やどうしても働きたい人にとっては96時間が適切であればいいなと思います。

委員：96時間はこのままでいけば良いと思います。幼稚園の預かり保育でも大丈夫だと思います。

委員：就労形態に関係なく、様々な事情をふまえての96時間ならいいと思いますが、待機児童の問題が解消すれば、48時間から64時間に移行していけばいいと思います。

委員：資料2-2、国の事由で就労に関してですが、現行と新制度でどう変わっているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

事務局：現行では、日中というのは保育所の開いている時間帯につき1日6時間以上働いている方ということになっております。それ以外の夜間就労の方でも保育所にいれてもいい、ということで書かせてもらっています。

委員：少しよくなったということですね。

事務局：そうですね。夜働いている親の負担が軽くなったという事です。

委員：96時間は103万円におさまるのではと思います。収入の中での税金などの事もあり、こちらとしても時間を税金対策として、130万円くらいにしてくれればずいぶん楽ではないかなと思います。

会長：ご意見を頂きました中から出てきたキーワードを整理し、反映させていきたいと考えております。公立幼稚園の3歳児の受け入れを先にするとか、保育所だけでなく学童保育に関しましても、子ども・子育て会議で話し合いをしていかなければと思っております。

～事務局より、議事（3）の説明～

会長：7ページの地域内でのニーズが高くなっているということで、不審者情報の発信ですとか、情報の集約はどうなっているのでしょうか。

事務局：生涯学習課では不審者情報が入れば、各児童会にFAXをながすようにしております。

会長：17時40分くらいの夕方になると、かなり危ないと思っておりましたが、きちっとした対応をされていることも含めて安心しました。

委員：地域がどのように、子育て家庭に関わっていけばいいのか、具体的に何をすればよいのでしょうか。

事務局：12ページのことではないですか。

委員：27ページです。学童保育に通う子どもたちを地域で把握できていないですし、民生児童委員の方でも具体的にはわかっていないのが現状です。子どもを見ていくにしても、まずどういう子どもがいるのか、顔がわかると保護者の方も安心だと思います。保育士、幼稚園の先生方との交流も少ないですが、もっと情報を共有できるようになればいいと思います。

事務局：放課後児童会は17時を過ぎた場合は、保護者の方、または中学生以上の方に迎えに来てもらうことを原則として守って頂いています。午前中に地域によって見守

り隊などが配備されています。登校時は地域の方の協力も得やすいですが、放課後は自主性に任せるとなっております。地域の方々が路上であいさつをかわしたり、犬の散歩や買い物に行かれる等、日常生活の中で不審者の方に目を向けていただくことが見守りにつながると考えています。

会 長：一人ひとりを見ていく、気が付いたときに誰かが声を上げることが大事で、人と人とのつながり、ネットワークを築いていければと思っています。

委 員：顔がわかる関係であればよいと思うし、義務ではなく当たり前のことをするという意識で交流できたらよいと思います。

11 ページですが、遊べる所がとても減っていて、何年か前までは自由に出入りができて遊んでいたのですが、できなくなっています。放課後ボランティアの方に、広場の管理などをして頂けないでしょうか。

事務局：数少ない都市公園でも禁止事項が多く、団体使用が主になっているのは、住民の苦情が増えたので仕方なくそうしている状態です。

自由に遊べる場所があったとして、今の子どもたちの需要はあるのでしょうか。

委 員：今は遊ぶ所がないから遊んでいないだけで、以前はドッジボールなどをよくしていました。禁止ばかりではなく、自由に遊べる場所の提供を考えてほしいと思います。

事務局：条例の中で第5条の第2項、放課後の子どもの居場所作りを進める動きが出てきています。色々なご意見を伺って反映させていけるように頑張りますので、よろしく願いいたします。

会 長：色々な所でプレーパークを開いています。東淀川などでは公園を市とタイアップされて、冒険あそび場を月に何度か開かれていて、その場合の責任は自分で取るという約束のもとに色々とやっておられます。そのように遊べる場所を作っていけば、子どもたちは自主的に外へ出て遊ぶようになるということです。

委 員：12 ページの「地域の子育て支援サービス等の充実」で、つどいの広場に関して書かれていますが、広報によると3歳未満に限定されていて、3歳を過ぎると行きにくく感じます。また、育児休暇のこともあるので男性の参加ができるような配慮も大事だと思いましたが、交流やふれあいのできる日程が重なっています。その辺の調整をしてもらえないでしょうか。

会 長：昔に同じような事態になっていたのでカレンダー調整などをしていましたが、まだ現実には日程が重なっているのであれば、連携して調整をしていきたいと思えます。

委 員：30 ページの防犯のところでもパトロールのことが書いてありますが、それはどこまでできているのでしょうか？

事務局：1 か月に1回、青少年指導員と回っていますが、子どもたちの集まる場所が分散しているため、各中学校の先生方などと情報交換をしながらパトロールをしてもらっています。

委 員：私も回っていますが、先生方の目が光っているほうがよいと思えます。

事務局：地域の情報を頂けたら、それを活かしたいと思えます。

委 員：行政の方々は市民との良きパイプ役を今後もやって頂きたいと思えました。

会 長：情報の集約と発信をよろしくお願いいたします。

委 員：防犯などは、私たちが守っていかなくてはいけない社会ではなくて、意識しなくても守られる社会になればと思えます。

委 員：見守り隊は組織化されていないのですか。

事務局：組織としてではなく、自主的に参加いただいています。学校側が中心となって把握して頂いています。

委 員：声かけをするにも、そういう役割をする人だと分かるようなバッチなどを作ってもらいたいです。

事務局：地域によってはされていますが、継承がうまくできていない現実があり、難しい部分があります。

委 員：町内の回覧板での呼びかけは回っていますが、バッチなどがあるとよりいいと思えます。

会 長：骨子案をいただきまして、色々なご意見、またはキーワードを市のほうで織り込んでいただければと思います。

事務局：次回の会議につきましては12月下旬か年明けを予定しております。

会 長：では、本日予定しておりました議事を終了とさせていただきます。

以上